

令和3年第1回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年1月29日（金） 13時55分
出席委員 （18名）	1番 今吉 耕己      2番 今川 芳信      3番 二月田 努      4番 間世田 恵 5番 西代 秀子      6番 岡村 勝敏      7番 中村 優志      8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟      10番 中園 真一      11番 長崎 恵里子      12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄      14番 笹峯 久雄      15番 大山 茂美      16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄      18番 常盤 信一
欠席委員 （1名）	19番 槐島 睦夫
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作      サブリーダー 中村 真貴子      主 査 有村 真一 主 査 有村 真一      主 査 剥岩 泰三      主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳      主 事 鵜瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 13時55分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長代理）	それでは第1回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日は、会長が急な用事ができましたので、急遽私が議長を務めることになりました。不慣れですがどうぞよろしくお願いいたします。まず、本日の出席農業委員は19番槐島会長より欠席届が出されておりますので、現在の出席委員は18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長代理）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長代理）	ご異議なしとの声がございましたので、議事録署名委員は13番委員と14番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長代理）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長代理）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されましたので審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を16番委員、お願いいたします。
16番委員	1番です。届出地は向花小学校の西に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は農業

	用施設 52㎡を建築するものである。工事内容は建築部分の整地以外、現状のまま利用する。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により当届出は妥当なものと思われます。以上です。
議長（会長代理）	はい、調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長代理）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」について、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長代理）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長代理）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転3件、利用権設定43件、中間管理権の設定18件の合計64件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が11件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転3件、筆数4筆、面積8,797㎡、利用権設定43件、筆数77筆、面積107,037㎡、中間管理権の設定18件、筆数27筆、面積33,559㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。
議長（会長代理）	事務局の報告が終わりました。只今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長代理）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長代理）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長代理）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請10件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の3と4は、1月27日付けで取下願が提出されましたので、合計件数は8件となります。それでは調査委員の意見・報告を求めます。国分の1を2番委員お願いします。
2番委員	1番。申請地は郡山地区集会所の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,536㎡で、下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許

	可相当と思われる。以上。
議長（会長代理）	国分の2を9番委員お願いします。
9番委員	2番を報告いたします。申請地は国分海の風認定こども園の北西に位置し、現況は田である。申請地には譲受人が令和3年1月まで使用収益権を設定している。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は114,825㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長代理）	国分の5を16番委員お願いします。
16番委員	5番です。申請地は青葉小学校の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,903㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。
議長（会長代理）	国分の6を18番委員お願いします。
18番委員	6番を報告します。申請地は上之段地区公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,258㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長代理）	溝辺の7と8を1番委員お願いします。
1番委員	7番を報告します。申請地は石峯地区公民館の東に位置し、現況は茶畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,816.79㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして8番です。申請地は石峯地区公民館の東に位置し、現況は茶畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,998㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長代理）	福山の9と10を19番委員に代わり15番委員お願いします。
15番委員	9番を報告します。申請地は割子田公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には譲受人が令和9年3月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,039㎡であり、下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

	<p>続きまして10番。申請地は前川内公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,453㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長代理）	<p>調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長代理）	<p>ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長代理）	<p>全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。</p>

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長代理）	<p>次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更2件について、市長より意見を求められておりますので当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の1を1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>1番を報告いたします。申出地は、石峯地区公民館の北東に位置しており、現況は育苗施設と休憩所である。用途区分変更目的は、農業用施設にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われます。以上です。</p>
議長（会長代理）	<p>牧園の2を11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>2番を報告いたします。申出地は、三体小学校の東に位置しており、現況は田である。用途区分変更目的は、農業用倉庫1棟、駐車場、作業場、資材置場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われます。以上です。</p>
議長（会長代理）	<p>調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。</p>
2番委員	<p>はい。</p>
議長（会長代理）	<p>2番委員。</p>
2番委員	<p>1番の育苗は何の育苗ですか。</p>
議長（会長代理）	<p>事務局。</p>
事務局	<p>はい、事務局でお答えいたします。こちらはイチゴの苗の育苗となっております。</p>
議長（会長代理）	<p>よろしいですか。</p>
2番委員	<p>はい。</p>
議長（会長代理）	<p>ほかにご質疑はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長代理）	<p>はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途区分変更2件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>

議長（会長代理）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。
----------	--

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長代理）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を4番委員お願いします。
4番委員	<p>1番について報告いたします。申請地は春山緑地公園の南に位置し、現況は牛舎である。なお、平成30年6月頃、牛舎にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎1棟を建築するものであり、既に実行済みである。計画面積は2,507㎡であり、牛舎1棟を建設するためには相応な面積であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に2番です。申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は通路である。なお、年月日不詳で通路にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は共同住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。一部実行済みです。また、隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は945.88㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で終わります。</p>
議長（会長代理）	次に、国分の3を2番委員、お願いします。
2番委員	3番。申請地は国分川原小学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上。
議長（会長代理）	次に、溝辺の4を13番委員。
13番委員	4番。申請地は三縄自治公民館の南東に位置し、現況は山林である。なお、平成29年1月頃、クヌギを植えてしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長代理）	次に、牧園の5を11番委員。
11番委員	5番を報告いたします。申請地は三体小学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長代理）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長代理）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長代理）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、2月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。
△ 議案第6号	「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
議長（会長代理）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題いたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が25件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1と2を6番委員お願いします。
6番委員	<p>1番と2番を続けて報告いたします。1番です。申請地は国分北小学校の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅15棟及び公園、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に2番です。申請地は下井地区集会所の西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長代理）	国分の3と4を2番委員お願いします。
2番委員	<p>3番と4番を続けて報告いたします。3番。申請地は郡山地区集会所の南に位置し、現況は資材置場である。なお、平成20年4月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、既に利用済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>4番。申請地は国分宇都良公民館の南に位置し、現況は荒地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上。</p>
議長（会長代理）	国分の5と6を9番委員お願いします。
9番委員	<p>5番と6番を続けて報告いたします。まず5番です。申請地は野口公民館西集会所の西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲5区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>6番を報告いたします。申請地は福島地区共同コミュニティ施設の西に位置し、現況は畑で</p>

	ある。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長代理）	溝辺の7を1番委員お願いします。
1番委員	7番を報告します。申請地は陵南中学校の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長代理）	溝辺の8を13番委員お願いします。
13番委員	8番。申請地は宮下自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長代理）	溝辺の9を14番委員お願いします。
14番委員	9番を報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。なお、市道からの通路と敷地内に車両の転回場を確保するため、面積超過の理由書が添付されています。以上です。
議長（会長代理）	横川の10を6番委員お願いします。
6番委員	10番を報告いたします。申請地は山之口公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長代理）	霧島の11から15までを、12番委員お願いします。
12番委員	11番を報告します。申請地は大窪自治公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして12番と13番は、受人が一緒ですので一括して報告いたします。申請地は大窪自治公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は12番が一般住宅、13番が進入路として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。

	<p>続きまして14番を報告いたします。申請地は霧島総合支所の西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして15番を報告いたします。申請地は牧神自治公民館の東南に位置し、現況は山林である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に植林済みで始末書も添付されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上、報告します。</p>
議長（会長代理）	隼人の16と17を、5番委員に代わり8番委員お願いします。
8番委員	<p>16番と17番を代理報告いたします。まず、16番について報告いたします。申請地は隼人港の東南に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>17番を代理報告いたします。申請地は人権啓発センターの北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は倉庫1棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長代理）	隼人の18から23を、7番委員お願いします。
7番委員	<p>18番と19番は、受人は同一なのですが、所有権移転と賃貸借権設定なので別々に報告します。18番を報告します。申請地はホテル京セラの南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条申請地を一体利用するもので、全体計画面積は1,944㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして19番を報告します。申請地はホテル京セラの南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条申請地を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は1,944㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして20番を報告いたします。申請地は鹿児島神宮の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟、通路を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして21番を報告いたします。申請地は隼人駅前公園の北に位置し、現況は不耕作地</p>

	<p>である。なお、昭和52年5月27日、5条許可不履行の経緯書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして22番を報告いたします。申請地はJAあいら姫城支所の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は社宅用造成地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして23番を報告いたします。申請地は宮内小学校の西に位置しており、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は464.95㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長代理）	<p>単人の24と25を、8番委員お願いします。</p>
8番委員	<p>24番について報告します。申請地は山下公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、令和3年2月5日から令和5年7月31日まで、一時転用をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして25番を報告いたします。申請地は小鹿野農村公園の南西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場、通路を建設するものであり、令和3年5月1日から令和3年12月31日まで一時転用をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長代理）	<p>調査委員の意見報告が終わりました。只今の意見についてご意見・ご質疑はございませんか。ありませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長代理）	<p>ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長代理）	<p>全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、2月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和3年第1回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありますか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長代理）	<p>ないようですので、それではここで「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、</p>

	事務局より説明があるようです。事務局。
事務局	はい、只今会長代理からありました「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」につきましては、既に各地区の推進会にて説明いたしておりますが、総会が農業委員会の意思決定機関となりますので、再度、説明いたします。近年、全国の農業委員会において、委員の不祥事等が発生していることを受け、全ての農業委員会において法令遵守を決議することで、不祥事等の発生防止を図ろうとするものです。各地区での推進会におきましては、推進委員全員からの賛同は得ておりますので、総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を朗読いただき、農業委員会としての意思決定を図りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長（会長代理）	只今、事務局から説明がありましたが、それではここで10番委員より、決議事項の朗読をお願いいたします。
	〔10番委員朗読〕
議長（会長代理）	只今、10番委員に朗読いただきましたが、ここでお諮りいたします。「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」につきまして、賛同される方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長代理）	はい、全員賛成であります。よって、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」につきましては、承認されました。つきましては、委員の皆様、引き続き襟を正し活動をお願いいたします。他に皆様から何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長代理）	ないようですので、以上で令和3年第1回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 15時17分

13番 \_\_\_\_\_

14番 \_\_\_\_\_

19番 \_\_\_\_\_